

## 議案第 10 号

向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に  
関する条例の一部改正について

向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例

第1条及び第2条中「向日市長」を「向日市議会議員及び向日市長」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

〈参 考〉

向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p><u>向日市議会議員及び向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定により、<u>向日市議会議員及び向日市長の選挙</u>における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>向日市議会議員及び向日市長の選挙</u>における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p><u>向日市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定により、<u>向日市長</u>の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>向日市長</u>の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p>